

【観光目的税制度の導入施行に関する分科会について（第3回会合）】
議事録（概要版）

■概要

| | |
|-----|---|
| 日時 | 平成30年1月30日（水）14：00～17：00 |
| 場所 | 沖縄県自治研修所8階特別研修室 |
| 参加者 | 湧川分科会長、下地委員、花井委員、川口委員、與古田委員代理、伊波委員、石坂委員、小田委員、國吉委員、白石委員、當山委員代理、上地委員代理、通事委員 |

■議事録

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 仲里班長）

これから第3回の観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会を開催いたします。議事の進行につきましては、分科会長の湧川分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○湧川分科会長

はいさいぐすーよーちゅーうがなびら

これから第3回の分科会をはじめていきたいと思えます。

予定では今回が最後の開催となりますので、予定通り制度の詳細がまとまりますよう、各委員のご協力の方よろしくお願いいたします。

今回の次第ですが、報告事項が1件、協議事項5件、それに加えて、もう1件の協議事項となっております。前回税率についての意見が色々ありましたが、今回は定率・定額の試算を示しております。修学旅行についても課税免除にすべきか事務局で検討するということでしたので、資料として示されております。

それでは、会議次第1の観光客アンケート確定版について事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 又吉副参事）

（事務局が資料1「観光客アンケート＜確定版＞について」及び資料1-1「観光税の導入に対する意識（沖縄観光に関する県民意識の調査結果）」を説明。）

○湧川分科会長

前回は速報ということでしたが、今回は確定版ということと、クロス集計が示されております。これに県民の調査も加えています。注目すべきところは、6ページの間8「観光目的税の導入について納得できるか」の間に対して、「本県での観光目的税導入にあまり納得できない・納得できない」という否定的な回答が21.4%、約2割強であるということです。

また、問11「あなたが負担してもよいと思う税額を超えた場合、沖縄への訪問頻度に影響があるか」との設問に対して、「訪問頻度が減る・訪問しなくなる」と回答した人が3分の1程度、34.6%いたことについて、観光目的税の導入の影響が大きいとの意見と、質問の仕方の割には影響がないとの肯定的な意見の両方がありました。

このように前回の分科会において、速報値について説明をして、ある程度意見交換をしているところで

あります。今回はそれを受けての確定版ということと、本日、協議事項が6件あることから、前回の質問とはかぶらないかたちで、そして簡潔にお願いします。

それでは、ご質問ご意見のある方よろしくお願ひいたします。

○国吉委員

少し気になったのが50代・60代で、これから高齢化社会が進む中で、反対の割合が多い。全員に聞いていたらまともらないので、えいやと沖縄県として決めるべきなのですが、その辺は気になったところです。

それと、これだけ急速に増えるインバウンドですが、外国人の意見というのは全然出てないですね。これも全員アンケートとったら大変なことですから、集約して代表的な方に外国人からみた目線ということ、意見が載っていればいいのかと思います。

○事務局（又吉副参事）

外国人アンケートについては先週に入札が終わったばかりで、やっと落札業者が決まったところです。これから翻訳して、WEB上で調査することとなりますので、今のところ3月中旬から下旬にかけてという時期にしか集計が出ないという状況です。間に合えば検討委員会の第3回でお示しできればと考えております。間に合わなければ、分科会含めて、各委員あてに結果についてはお知らせしたいと思っています。

○湧川分科会長

できれば委員会の方で提示いただいて、制度設計の方に反映させていただければと思います。

他に何かございますか。質疑がないようですので、会議次第2の制度設計の議事に移ります。(1)「課税客体について」、(2)「課税免除について」、(3)「税率について」、(4)「使途について」は、関連しますので、一括して事務局の方で説明をお願いいたします。

○事務局（又吉副参事）

(事務局が資料2「観光目的税の制度設計について」、資料2-1「観光目的税制度の設計に係る論点整理(県の考え方)について」等を説明)

○事務局（沖縄県総務部税務課 喜友名副参事）

(事務局が資料2-2「税率等検討資料(税込規模、徴税コスト)」、資料2-3「定額方式と定率方式の作業イメージ」、資料2-4「観光目的税制度設計(課税免除)について」を説明)

※ 説明の中で、二千元未満を免除とすることについては、前回の分科会では議論されていなかったが、県の制度協議会において実務的な制度設計を行っていく中で、本委員会提言は最大限尊重されるものの、免税点を設定すると政策的に判断される可能性があることから、作成したとの補足があった。

○事務局（又吉副参事）

(事務局が資料2-5「観光目的税を活用した取組について」、資料2-6「市町村予算(観光費)の推移について」、資料2-7「市町村における観光関連事業及び今後必要な取組について」等を説

明)

○湧川分科会長

まず、修学旅行については課税免除にし、下宿営業については課税客体の定義から外したいとの説明がありました。

次に、前回、試算をして頂きたいということを受けて、資料 2-2 で税率について、事務局の方において一律定額方式、二段階定額方式（金沢市モデル）、定率方式（倶知安町モデル）で試算しております。

また、税務課の方での参考資料として二千元未満を課税免除したときにどうなるのかというシミュレーションを加えながら、なぜ二千元未満を課税免除にしたかという理由と、資料 2-4 で宿泊客の担税力、垂直的公平、受益と負担の関係について説明がございました。

これらについて委員のご意見を聞かせていただきたいと思います。

○石坂委員

資料 2-1 の課税免除の件ですけれども、修学旅行に関する前回の話だと、導入時にすでに決まった修学旅行に関して混乱を避けるために、期間を設けた免除という話だったと思いますが、今回の話だとずっと修学旅行に関しては免除なのかということと、もうひとつは、海外の修学旅行に関しても課税免除になるのかを伺いたい。

修学旅行を免除した場合、資料 1 の観光客アンケートの 8 ページの用途について、修学旅行の誘致に使ってほしいという要望が 39%あるなかで、そういう要望に応えられるのかということと、一律定額で約 2.6 億円 金沢市モデルでも約 2.8 億円落ちるとい部分の想定を考えなければならないということもお聞きしたい。先ほどの二千元未満免除の場合も一律定額方式で約 2 億円、金沢市モデルでも約 2.1 億円落ちるが、修学旅行と同じレベルの数字が落ちるといのが二千元以下の宿泊でこんなにあるということです。

また、以前も議論になりましたが、パッケージツアーに関する二千元以下の証明が非常に難しいということなどをどうするかということを質問したいです。

○湧川分科会長

まずは修学旅行の免除については、会議が何かで決められたのかということと、前回の委員会であった期間の問題をどういふふうにお考えかについてお聞かせください。

○事務局（又吉副参事）

前回の分科会で修学旅行を免除するかどうかについては、県の回答を保留したものですから、仮に課税するとしたら一定期間を考慮したうえで導入時期等を決めてほしいという意見だったと思います。それを踏まえ、県が運営する修学旅行推進協議会に確認したところ、修学旅行については学校側でいくらと上限を示した上で生徒の希望を取ってどこに行きたいかを決めているとのことでありました。学校側からは沖縄に行きたいという意見が多いが、費用の点で旅行社等が今の時点でもかなり無理しているところがあり、

そこに宿泊税を課した場合、今まで沖縄に来ていたものが他の都道府県に行くのではないかという心配があることから、修学旅行については数が減少することが懸念されることでしたので、県としても修学旅行生は将来のリピーターになると考えていますので、政策的な判断で免除したいということです。

そして、誘致の方については基本的に使わないというふうに考えていますので、修学旅行についても、誘致ではなく、受け入れ態勢の整備等のかたちで税金を活用していきたいと考えております。修学旅行生を免除すると税金が下がるということについては、活用する事業規模を調整するなどして、税金の範囲内でやっていきたいと考えております。

また、海外については学校教育法に該当せず、今回の定義の仕方であれば国内だけなので、それらも含めるため、定義の仕方を訂正させて頂きたいと思います。

○白石委員

垂直的公平と受益と負担の関係は、これは全く反対のことを言っているとしたか聞こえない。行政サービスの受益は宿泊料金に関わらず同等であるとすると、宿泊料金二千円未満であろうと取るべきではないかということと、一万円を支払う人が2%だけど、八百円の人には25%で負担感が大きすぎるので、これは止めた方がいいというのは、私には理解できないので、もう一度説明していただけますか。

○事務局（喜友名副参事）

別の考え方になるが、受益と負担について広く公平に課税するという考え方とあわせて、垂直的公平についても考えないといけない。このバランスをとった制度設計とする必要があるのではないかということで、逆のことですが、どれか一方だけをとればいいということではなく、全てを満たしつつといいますか、バランスを図りながら制度設計した方がいいのではないかということです。

○白石委員

やるなら、私はどっちかに揃えた方がいいのではないかと思います。

県内の方の課税免除につきましても、観光施策の受益を享受しているとありまして、県内の方、お子様に対しても基本的に課税ということで、公平性の観点から免除しないという話であるなら、二千円未満についても取るべきではないかなと思います。その方がシンプルだと思いますということが一つです。

アンケート調査によるとファミリーの構成が50%ほどあり、マーケットサイズからすると影響も大きいということなので、修学旅行もファミリーも並べてしまうということも考えられるのですが、これについてはどういう理解でよろしいのでしょうか。アンケートの中で一番懸念されるのがファミリーの方々ではないかなととれるので。

お子さん等については、ファミリーマーケットの中では家計の同じ人が5人で来たら5人分払うので、負担感というのは大きく感じるのではないかなと。お客様のことを想像するとそういうふうに感じます。

その中で客体から外さない理由としては、事業者の事務負担が増えるのではないかということが書いてありますけども、負担が増えるかというのはこっち側の話なので、この理屈については、ホテル組合にヒアリングしていただくなど、その手続きを踏んでいただけるといいのではないかと思います。

○富山委員

財布が一つの家族において5人いたら千円です。確かに大きいですね。それは一理あると思います。そもそもこの議論は、根本的に観光目的税をやることによって、(観光客を)「増やしましょう」という議論ですね。増やすためには絶対減らしません。観光先進地として高度化をさせて満足度を高める。そうしないと減っていきます。だからこそ観光税が必要であって、これは減らすという議論ではない。そういう議論をする余地もないし、メインの議論って増やすための使用目的になると思いますので、実際ホテル側がやる事務的イメージは現在のところ議論がないので、混乱するかもしれませんが、お互いそれぞれの協会でシミュレーションをかける必要がありますよね。

私は、修学旅行は私は海外は免除するべきだと思います。

子どもについては、宿泊料金が発生するなら対象とすべきです。

垂直的公平性で、千円のドミトリーの議論や二千円未満は免除というものがありましたが、この議論で、もう一つ大事なのは、宿泊ですから、きちんとした旅館業の許可をもらっていますかというチェックをすべきですね。違法宿泊のところから課税しますという話はないので、きちんと許可もらっているか。民泊と同じ議論ですが、観光税を徴収するもうひとつのメリットとして、きちんとした観光地として責任ある宿泊の認定を同時にしていくことがあります。そこは違う議論として、行政側で保健系とか消防とも協力して頂きたいと思います。

○白石委員

とりあえずスタートの部分として、早い段階でPDCAを回していくと書いてあるので、あまりこだわる必要はないと思うのですが、最初から例外規定を作らずに、事務負担が増えるなら増えるで、増えるかもしれないが基本的に例外がないなら例外はない。修学旅行に関しては前回の議論であったように、もうすでに再来年のこともやっていますので、そういうことであれば認めるでもいいのですが、基本的にはそれ以外の例外というのは基本的に求めないかたちで、やるべきではないかと思っています。

県民に関しましても、実は、心配だったのでHTAさんに確認させていただきましたら、ハワイ州の住民が宿泊した場合、ちゃんと宿泊税を取ると、例外としましては、州の政府が認めた州の役人が泊まるときのみ例外にしていますというふうなことでありますので、共有しておきたいと思います。

京都・東京・大阪と国内の先進地はありますけれど、我々が目標としているところは何と言ってもそういう宿泊税を大いに活用して観光施策を進めているハワイになりますので、もう一度申し上げますけども、そういったPDCAの回し方、徴収の方法、使用目的のディスクロズの仕方、それについては、ハワイは毎年議会で率を決めているらしいので、先ほどもあったように、目的は最終的に何に使うかということになるはずなので、そこを割り振ったときに、足りなければ当然上げていかなければならないでしょうし、必要ないものをやってもしょうがないですし、そういうことがしっかりと回っていくようなかたちの仕組みというものを、こういう民間のワーキングではなくて、議員さんも入れたしっかりとしたかたちとしていくことで、トレースした方がいいと考えます。

○下地委員

今回の分科会で具体的なシミュレーションができ、税額の見込みもできたので、非常に大きな進歩ではないかなと思います。税収がどれくらいになるか見えないなかでは議論が進まないというところがありました

ので、今回データである程度の見通しがつくのではないかと思います。後はこの額を精査していかないといけないわけですが、やはり今お二人からもあったように、免税点を設けるかどうかについては、この場合は観光側の意見というのがありますが、例外はつからないようにした方がいいのではないかと思います。

そのうえで税務サイドに議論が移った時に、税収を担うセクションから具体的・合理的な理由がでてきて、これが観光の方でも納得できるものであればその段階の議論ではないかと。この場の議論としては、税収の見込みとしてできた約 50 億円をどう使っていくのかをしっかりと議論すべきではないかなと思っています。

もうひとつ白石さんの方からあったアンケートについてのコメントをもらいましたが、この時点で宿泊税をどのように活用していくか、その結果沖縄観光がどのようになっていくのかを示さない前提で、単に観光目的税を導入するとすればどうですかという聞き方となっていて、この段階で観光客の皆さんからこういった一部厳しい意見がでてくるのは逆にポジティブに捉えてですね、こういった方々にも納得いただけるための制度設計をした上で、実施の段階ではこれまでの沖縄観光とはこういった点で十分違いますよと、観光客のみなさんの受入環境も整備されましたとして、この先はどうですかと持って行くと、この段階との差が明確に出てきますので、これはそういう見方をすればいいのかなと思います。

京都市あたりに聞いてみても観光客にアンケートをとって制度設計をしたというわけではないです。ある意味、沖縄県は県民の声、観光客の声を聞き、さらにこういった委員会等を通して、利害関係者の声をふまえながら進めていくプロセスになっており、その点他の自治体に比べてもきめ細やかな対応をしていますので、今後の議論ですが具体的に県と市町村の役割分担も含めて、この税収で何をやってその結果どうなるのかということを確認にしていければというふうに思います。

○湧川分科会長

前回の委員会の中でもお話したと思うのですが、基本的には課税免除を設けない。その視点に立って上で政策的に免除すべきものを免除していくという考え方だったと思うのですが、税務課の方で今回、二千元未満をつけたことで混乱したのかもしれない。

あくまで税務課の方で、県の方で実務的、具体的な制度設計をしていくときに県は県として検討があり、担税力、垂直的公平性、受益と負担の関係といったものが議論になってきたときに、免税点を設けないといけなくなるかもしれないということで、その時に例えば二千元未満とすればどうだろうというのを参考として示したという理解でよろしいですね。

○事務局（喜友名副参事）

そうです。

○湧川分科会長

そういう位置付けでございますので、ご理解いただければと思います。

○国吉委員

50 億円を見込んでという絵が描かれているが、知りたいのが 50 億円の配分のバランス。例えば二次交通に 5 億円とか、観光資源の保全等とありますが、そもそも従来の予算は充てがわれていると思います。

そのベースになるものがいくらあって、二次交通対策で5億円必要だというようなストーリー性が見えないところがあるので、我々もちよつと、「ハイ、5億円でもいいのではないですか。」と言えないというのが正直なところ。元のところからいくらあって、それから5億円、7億円でどうしたいという話があれば、もっと我々も分かり易いと感じました。

○事務局（又吉副参事）

この50億については、若干、既存の一般財源で対応するものがありますが、ほとんど新規事業や拡充事業で積み上げたものですので、ほぼダブリはないと考えて頂いていいかと思います。既存事業でどれだけやっているか見えないという部分については、再度、検討委員会までに示すよう準備したいと思います。

○国吉委員

ある宿泊団体で昨年度こういう議論がありました。観光出国税が千円とかいう話が出たときに、既存の観光庁の予算が200億円ある中で、出国している日本人が当時1,800万人、インバウンドが2,200万人、合計4,000万人、それに掛ける千円やると400億円入ってくるということで、観光庁の予算の倍多くなる。これを600億円で事業をやってくれたらいいけど、200億円をなくして400億円でいくといった考え方でやるんじゃないかという半分笑い話がありましたので、しっかりベースをもって、それに足りない部分にプラスするのはいいんじゃないかということで、納得できるようにすればいいというだけのことです。

○湧川分科会長

前回の委員会で示しましたが基本的には既存事業とかぶらない事業ということです。活用の優先順位も観光客の満足度向上に資する事業、新規の受入体制の整備となり、一括交付金ではハードルがあって今どうしても使えない事業に使っていく。既存事業とは棲み分けをしながら、プラスアルファで例えばオーバーツーリズムだとか満足度の低下につながっているものに使っていくとしています。

それを検証する意味で今日の資料にも県の論点整理5-1にある具体的な用途については観光目的税の適正運用検証・検討委員会（仮称）といったところでしっかりチェックをして、観光目的税になじむような事業なのか、成果が上がっているのかという検証をしながら用途を決めていくということになっています。

白石委員からありましたが、確かに家族というのは重要なマーケットです。一方ではまた税の公平性ということもありますので、逆に政策的に重要だけどうしても若干高めになってしまう、減っていく心配があるのではないかというものについては、逆に観光目的税のなかでそこをフォローしていくというのが用途に入ってくるのではないかと考えています。

○小田委員

先ほど一般財源でやるもののお話がありました。那覇で暮らしていると、横断歩道がまったく消えてしまっているところがある。停止線がないとか、本来一般財源ですべきもの。観光客からして、例えば道路運転していて横断歩道が見えないとかあるが、こういうものについては一体どうするのか。こういう費用に観光目的税を充てがうということになるのでしょうか。

怠慢じゃない限りは普通補修されるべきものが放置されているということは、結局一般財源の方でやっ

ていないという認識をもっています。例えば景観の保全、観光資源の保全という点では、私、出身京都ですし前任地が長崎で、両方観光地ですが、環境の保全でいうと緑化対策とか自然環境保全などがありますけども、街並みを維持しようという努力をしていたり、ここは風が強いこともあってゴミがあちこち飛んでいるというのも当然あるのでしょうけど、県民の意識を変えていくことと同時にゴミの回収だとか絡んでくる。長崎に来た時に私が最初に感じたことは街がきれいということでした。沖縄は海も空もキレイですが、本当にゴミが多いと感じます。これをどうするのかといえば、一般財源でゴミを収集するのか、こういう費用を使ってやっていくのかというところは議論が残る。

今、観光は八木もの見に行ったり、海に泳ぎに行くというよりは、街を歩いて、暮らすように旅するというのが言葉としていいのではないかと思います。何でもかんでも片付いているのがいいわけではなく、雑然としたものも必要ですが、その中で景観というのは重要な要素になっていく中で、このあたりが今の沖縄観光のウィークポイントと思っていますので、どうそれに対応していくのか。がんじがらめにすると一般財源でするものだから手が付けられないということだと悲しい話になることだと思いますので、検討をお願いします。

○白石委員

先ほど話があったんですが、県の既存の事業を見える化していただくとともに、徴収することによって実施する事業、そして市町村が実施する事業を見える化して頂きたい。これに国が行っている出国税がどういったことを行っていくために使われるのかも並べた上で、50億円の配分を見える化して市町村関連事業も含めて実施する事業を作っていく。したがって、これを導入する段階で、沖縄観光政策の整理整頓ができると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

一つ気になっているのが、宿泊施設等リノベーションについて、これは事業者がやるべき話なので税金を使ってやるべきではないです。例えば、パラリンピックも始まってきますので、バリアフリーを進めていくための事業であればいいですが、これは気になるので修正していきたい。

また、空港周辺とコンベンションセンター付近の植栽があまりにもひどいということで、なぜ交付金をもらっているのにできないかという話を聞いたところ、年に何回と制度上で決まっているのでとの回答を得ました。しかし、これだけ予算をもらっているのに、植栽がジャングルみたいな状態になっているのは、あまりにも観光地としてひどいのではないかと思います。そういうもののためにこういうものが使われるのであれば良いと思いますけれど、国の制度とか予算制度とかちゃんと理解された上で予算組をする必要があると思います。我々は、作業している人間ではないので、そういう話ができないので、そのあたりは分かり易く話していただければと思います。

○湧川分科会長

国がやってるものに国の一括交付金を使えない。これが、一括交付金のハードルということになります。そういったものについて観光目的税使えたらありがたいなと思います。そのあたり具体的に、実施するときに検証委員会の中で議論していただきたいと思います。

○花井委員

観光資源の保全等の取り組みについては、これまで一般財源を充ててきか、限度があつてある程度ま

でしかできていないのではないのでしょうか。

一方、このところ自然資源を利用するサイトで、地域とツアー事業者の合意形成のもとで自主的なルールを作って資源の保全を図るケースが出てきました。あるいは、自治体が関与しながらルールを作るケースもあって、今年度からスタートした沖縄島北部の三村で作った協議会の取り組みがその例です。これまでなかった地域主体の保全と利用の仕組みが広がっていく可能性が高まっています。しかしながら、仕組みが稼働するまで運ぶ過程は地域ごとに異なり、モニタリングと試行錯誤を続けるしかなく、自主財源でできることではないので、観光資源の保全というカテゴリーとして、こうした取り組みについて新たな財源を活用することについても検討していただきたいと思います。地域が主体となって持続可能な観光地づくりを進めるあり方を支援することは、結果的に質の高い観光地を作ることになり、ひいては沖縄観光のブランド化に繋がるはずです。

○下地委員

税収をどう使うかというのは大きな議論ですので、今回の観光目的税に関しては丁寧に取り組む必要がある。財源を基に県で実施するもの、県の観光だけではなく、観光客に関するものであれば他の部署までとらえていくから、大事になってきますし、特に市町村に関しては今回の分科会にも代表として入っていただいているのですが、圧倒的に情報が足りていないんです。こういうことをしているというのは報道等で分かっているかと思いますが、まだ自分事として地元として十分に伝わっていない。

事務局へのお願いでもありますが、県庁内での議論を少し見える化すると同時に、市町村に対しては導入に向けてのプロセスを説明する場をつくってもらって全体で意識が高まる。繰り返えしとなりますけれども本来、県・国・市町村が、固有の義務としてやるべき部分が導入の結果おろそかになってしまうのは好ましくない状況ですので、今後の観光目的税のあり方をみんなでシェア・議論する場をつくっていただきたいと思っています。個別具体的に何に使うかというのは後の議論としても出てくるとしますので、まずはこの辺りをお願いしたいと思います。

○湧川分科会長

今の件、市町村でも観光目的税の話が出てきていますので、一番気になっているところだと思います。資料 2-5 の中で県の実施分と市町村実施分は役割分担を行った後、配分割合等を決定する予定とさっと書いてありますけれども、これについては資料 3 の留意事項のところでも、委員会からの付帯事項として入れてあります。広域自治体として沖縄県として取り組む施策と基礎自治体として市町村で取り組む施策の重複が生じないように、市町村や関係団体等との間でしっかり調整を図る必要があるとともに、観光客および地域住民に直接対応し、満足度向上に向けて受入環境の整備を中心とした施策を行う市町村に対して、広域的な観点による市町村連携も踏まえたうえで税収を配分すること、また、市町村の取組、整備ではなく維持管理に関する費用にも充てられるようにすること、というのを付帯決議としてあげています。できれば、下地委員からあったように地域としてその中に追記として早い段階で説明会を開催することというのを加えたほうがいいかもしれません。

○花井委員

資料 2-5 の下に沖縄が世界に誇れる観光リゾート地とあります。これは、大きな目標として早くから掲げられていると思いますが、国際的な水準に向けて取り組もうというときに、国際的に通用する指標を据える必要あるかと思います。ふだん市町村の関係団体と関わっている限りでは指標やそれに関する国外事情などが話題になることはほとんどありません。しかしながら一方では世界水準の観光地であることについての考え方や意気込みは高まる傾向にあると感じています。

こうした状況にあって市町村や関係団体では独自の確な情報を収集し取り込むことは難しいと思われ、県や専門機関で必要な情報を的確に捉えてそれを提供するという支援が必要です。足腰の強い民間の団体でそういう役割を果たせるところがあればいいのですが、今までのところありません。県だからこそできることをしっかりおやりいただいて、成果を自治体に提供されるのであれば、市町村への配分はなくてもいいのではないかと。これまで取り組みなかったことを、新たな財源を得て取り組むことを積極的に検討していただきたいと思います。

少なくとも環境保全として具体的な内容を欠く資料が公表されることのないよう、その点にご注意いただきたい。

○湧川分科会長

資料 2-5 について、観光資源の保全の取組の例が弱いので、補足をお願いしたいと思います。それから観光施設維持管理の観光施設の改修、リノベーションが気になるということでしたので事務局の方で検討をお願いします。

○国吉委員

地震があった、津波がきた、緊急避難をさせないといけなとか、危機管理の中に入るかなと思います。緊急医療とかこういう分野の対策費、災害費とか、大阪の事例を見ると出てたりするんですが、そのへんをどこかに活字にしてほしい。

○湧川分科会長

おっしゃる通り、観光危機管理計画はつくってあるが、予算の裏付けが弱かった点がありますので、その部分を観光目的税の中でオーバーツーリズムの対策の項目に入れていかかりませんが、観光危機対策に充当したいという提案も出ているのでしっかりみていただきたいと思っています。

○小田委員

資料 2-7 で各市町村が取り組みたいものがありますが、百花繚乱というか、駐車場対策もあれば、人材確保もあれば警備員配置とか、大きなもので言うとクルーズ船受入体制の構築とかあります。先ほど話がありましたけれども、説明会で国・県・市町村がすべきことを明確にしないと、これを見ているだけでも皆さん考えていることがバラバラだということが分かる資料になっていると思いますので、何をどの領域でやっていくというのは早めに話した方がいいと思います。

また、気になるのは情報発信。ウェブなのか紙か分かりませんが、財源が増えらるとついついそういうものを

作りがちというのが起こっていると思います。今、沖縄県で観光客があまり立ち寄らない市町村等に行くと、立派な観光ガイドブックがあったりする。これはどこのタイミングで観光客に届いているのかというのを感じます。沖縄にはOCVBという立派な組織があり、DMOを立ち上げたところですので、DMOは本来自主財源をもって観光でしっかり地域として稼いでいこうというところだったと思うんですけども、DMOに掲げるところも若干入っていきなくもないと思いますので、OCVB、DMO含めてどこが何をやるべきか、早めに議論を始めた方がいいのではと思います。

○湧川分科会長

それでは、色々意見が出てきましたので、分科会としての意見をとりまとめたいと思います。

まず、(1) 課税客体についてですが、事務局案の通り、「旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿は除く）、住宅宿泊事業第3条第1項の届出をして行う住宅等における宿泊」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

(了承)

○湧川分科会長

異議がないようですのでそのようにしたいと思います。

(2) 課税免除については事務局案の通り、「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒または当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの。学校が主催する修学旅行の引率者」と決定し、表現方法は事務局で検討して頂き、海外も含めるということでよろしいでしょうか。

○各委員

(了承)

○湧川分科会長

それでは、課税免除は資料2に記載されているものに、海外を加えるということにしたいと思います。

続いて、(3) 税率については、委員の意見を聞いておりますと、定率よりは定額ということですが。

○下地委員

ここは議論になっていないと思います。一定程度の人に負担していただくことで、税収も上がっていくということもありますし、二万円以上を別の金額にしたときに大きな負担にはならないということであれば、明確に金沢市モデルを進めていった方が本当はいいのではないかとは思いますが、今日は一律定額と二段階定額のどれにするかという話はしていないので、次の議論に持ち越すということで良いのではないですか。

○湧川分科会長

分科会においては定額方式という決定にして、一律定額か二段階定額かについては委員会に検討を

お願いするということにしていきたいと思います。

次に使途についてですが、資料 2-5 に想定される税収の使途については、持続可能な観光地づくり、利便性・満足度の向上、修正したうえで受入体制の充実・強化、県民理解の促進と大きなくりにしてありますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員

(了承)

○湧川分科会長

それでは、次の次第 2 の制度設計の（５）名称について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（又吉副参事）

（事務局が資料 2-1「観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）」について、資料 2-8「観光振興に係る法定外目的税の名称について」を説明）

○湧川分科会長

資料 2-8 において、名称を考える場合の例がいくつか示されています。その中でこれはというのがあれば意見をいただきたいですが、ないようでしたら事務局の方で再度、いろんな方から広く税の名称を募ってその中から決めることも考えられると思います。

○小田委員

我々は徴収者ではないですが、パンフレットだとか WEB 上で注意書等を書かなければならないので、はっきりと分かる方がいいと思っています。

例えば「うちなー観光協力税」とかだと、税金を何の税金かまた説明しないといけないということになりますので、名称で利用者の方が分かるもののほうがいいと思います。ということ言うと、「宿泊税」も宿泊している方から取っているだけなので、本当は「観光目的税」という意味だと思うんですけどね。分かり易い、補足のいらぬものでないと難しいです。

○下地委員

これは、議論するときりがないところですので、最終的には導入された段階で細かく図示したり説明文をつけたりして、京都でも大阪でもそういうふうに進めていますので、名称については今後の議論の中でシンプルで伝わりやすいものとするという意見で分科会としてはまとめてもいいのではと思います。

○白石委員

私も宿泊税でいいと思います。使途としては観光目的税なので、括弧書きで観光目的税と書くことはいいと思います。

○湧川分科会長

今までの議論からすると「宿泊税」というふうにした方が分かり易いという意見ですが、あくまで私たち分科会ですので、分科会としてはこれでまとめてよろしいでしょうか

○各委員

(了承)

○湧川分科会長

それでは続いて会議次第3の委員会への報告に移りたいと思います。

委員会には、資料2の制度設計や資料2-1の論点整理（県の考え方）を中心に報告することになるとと思いますが、制度設計に分科会での議論が反映されていない、あるいは反映させるべきことがある場合は、留意すべき事項ということで付帯意見をつけたいと考えています。これが資料3となりますが、これについて事務局で説明をお願いします。

○事務局（又吉副参事）

(事務局が資料3「観光目的税導入施行に係る留意事項について」を説明。)

○湧川分科会長

これは委員会への報告に付帯意見として加えるものになります。また、最後から2番目の市町村に関するものですが、先ほどの議論の中で下地委員からありましたが、早めに市町村に概要を説明するというのを付け加えて頂きたいと思います。

他に付帯意見として加えるべきものがあればご提案をお願いいたします。

○白石委員

ほとんど言ったことは付帯意見として拾われていると思います。制度は変更することが前提となるかと思えますので、基本的には新しい制度なので、色々なところが出てくるということも踏まえて、来年度協議いただければと思います。我々もやった責任もありますので、それからフィードバックいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○湧川分科会長

予定通り、分科会3回で詳細設計をまとめることができました。ありがとうございました。

活発な意見交換がありましたので、いい提案ができるのではないかと感じており、私の方で責任をもって委員会に上げさせていただきたいと思います。

以上を持ちまして、観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会を終了いたします。誠にありがとうございました。

以上